

発議第 8 号

松阪市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

松阪市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 17 年松阪市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 16 日 提出

松阪市議会議員	沖	和	哉	
	松	岡	恒	雄
	橘		大	介
	赤	塚	か	おり
	市	野	幸	男
	坂	口	秀	夫
	山	本	芳	敬
	濱	口	高	志
	中	島	清	晴

松阪市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
松阪市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 17 年松阪市条例第 11 号)
の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(令和 3 年 10 月から令和 4 年 3 月までの間の政務活動費の特例)

- 5 松阪市議会における会派の所属議員及び会派に所属しない議員に係る
令和 3 年 10 月分から令和 4 年 3 月分までの政務活動費は、第 3 条第 1 項
の規定にかかわらず、1 人月額 5,000 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。